

事業所名 B r i d g e w a t e r J a p a n株式会社

許可番号 1 3 ヌ 3 1 1 4 9 8

返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度を設ける。当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に自己都合により退職した時または本人の責に帰すべき解雇により雇用契約を終了した場合、就業期間に応じて受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 70-80% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50-60% |
| (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 10-30% |